

「児童手当現況届」と

「子育て世帯臨時特例給付金申請」

6月から受け付けます

岡町民福祉課 児童係 ☎52・5810



「児童手当現況届」と「子育て世帯臨時特例給付金申請」

それぞれの受付を開始します。該当する人には、6月上旬に関係書類を送付しますので、期間内に手続きをお願いします。

「児童手当現況届」・「子育て世帯臨時特例給付金申請書」の提出がない場合には、児童手当や子育て世帯臨時特例給付金が受けられなくなりますので、ご注意ください。

①児童手当現況届

現在、児童手当を受給されている人は養育状況や所得状況を確認するため、現況届の提出が必要です。

※公務員の人は所属庁に提出してください。

※今年度より児童手当の支払いを通知いたしません。他機関などに提出する場合は、証明書を発行いたします。

②子育て世帯臨時特例給付金

昨年実施した「子育て世帯臨時特例給付金」と同様の制度で、今回は次の内容となります。

- ・対象児童は、基準日において6月分児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童です。
- ・給付額は、対象児童1人につき3000円です。
- ・支給は10月以降に児童手当の振込口座への入金となります。

◇受付期間

6月1日(月)～30日(火)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日を除く)

◇受付先

町民福祉課 児童係

(1階③窓口)

振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

岡町民福祉課 福祉係 ☎52・5810

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定ですが、臨時福祉給付金については、まだ申請を受け付けておりません。具体的な申請の方法などが決まり次第、対象者に申請書類を送付するとともに、広報でお知らせします。

このため、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、

- 町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

- 町や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めるとは絶対ありません。
- 現時点で、町や厚生労働省などが町民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対ありません。

ご自宅や職場などに町や厚生労働省（の職員）などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、町役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



町内私立保育園などの 名称変更のお知らせ

岡町民福祉課 児童係 ☎52-5810

平成27年3月から町内私立保育園などの名称が右の表の通り変わりましたので、お知らせします。

旧名称	新名称
第一保育園	たぶせ保育園
第二保育園	たぶせ第二保育園
西田布施保育園	たぶせ第三保育園
子育て支援センター 012たぶせ	子育て支援センター おんとも